

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

## 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症とは、これまでに報告されていない新型のコロナウイルスに関連する呼吸器感染症であり、令和元年12月以降、短期間で全世界に広がりました。我が国においては、2年1月に最初の感染者が確認され、感染症法上の「指定感染症」と定められました。そして、5月末現在、17,000例を超える感染者が確認されています。

## 2 学校における対応について

### (1) 学校における対応の経緯

文部科学省では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について、国内で患者が確認され始めた当初より、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に努めること等をはじめ、国内外での流行状況等に応じて、臨時休業等の実施の考え方や、児童生徒等の健康管理の在り方など、様々な対策を周知してきました。

令和2年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことを受け、翌28日に、文部科学省から各学校の設置者へ春季休業開始日までの間の臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置がとられました。

あわせて、学校の臨時休業にあたっては、保護者の方にできる限り休暇を取っていただくなどの御協力をお願いしましたが、休暇を取得することが困難な場合等も想定されることから、その対応として

- ・教職員の業務負担を踏まえた上で、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの業務に教職員が携わることができること
- ・学校自らが安全性を確保しつつ、例えば、自習、校庭や体育館での活動の実施や放課後子供教室も活用するなど、子供達の居場所を確保すること

等について、各自治体に周知をしました。これを踏まえ、各自治体や学校においては、臨時休業期間中の子供の居場所確保等について、様々な創意工夫がなされ、文部科学省ではそうした取組事例についての紹介も行いました。

さらに、3月24日に、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、新学期を迎える学校の再開に向けて具体的な方針を示すため、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を公表しました。

また、「臨時休業ガイドライン」については、専門家会議の見解や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、改訂を行いました。

緊急事態宣言は段階的に解除されましたが、学校においては、長期間この新たな感染症とともに生きていくことを前提に、「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。こうした考えを踏まえ、学校における衛生管理に関する取組の参考となるよう、令和2年5月22日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を公表しました。同マニュアルにおいては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策（図1）に加え、地域の感染レベルに応じた身体的距離の

確保や各教科等の指導などの具体的な活動の考え方について示しています。令和2年6月以降、多くの学校が地域の実情に応じた感染症対策を講じながら教育活動を再開する予定です。

(図1)



(参考) 手洗いと咳エチケット (出典：首相官邸ホームページ)

## (2) 児童生徒の学習機会の確保

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒の関わり合い等を通じて行われるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても、その趣旨を踏まえて子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障していくことは重要です。

感染防止対策を徹底した上で子供たちの学びを最大限に保障するために、令和2年4月10日に新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について、臨時休業中において各学校が家庭学習を課したり、電話の活用等を通じた学習指導や、学習状況の把握に努めること、学校再開後において徹底した補充授業や補習などの措置を可能な限り講じること等、基本的な考え方を通知しました。

令和2年5月15日には、今後、社会全体が、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、感染症対策と子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図るための基本的な考え方と取組の方向性を通知しました。同通知においては、登校日の設定や分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮等の様々な工夫により、まずは学校における教育活動を充実させることが重要であることを示すとともに、それでもなお年度当初予定していた内容の指導を終えることが困難で

ある場合の特例的な対応として、次年度以降を見通した教育課程編成及び学校の授業における学習活動の重点化について示しました。

各教育委員会や学校が、こうした考え方にに基づき児童生徒の学習保障のための取組を着実に進めることができるよう、文部科学省としてもあらゆる手段で支援を行っています。

子供たちの学びの保障のための人的体制整備として、地域の感染状況を踏まえ、感染症対策を行いつつ、子供たち一人一人へのきめ細かな学習指導や心のケアを実施するため、加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー等について、退職教員等の協力も得つつ追加配置していくこととしています。

また、臨時休業中等においても児童生徒が家庭でもICTを活用して学習を行うことができるよう、「GIGAスクール構想」を加速し、「1人1台端末」の早期実現や家庭でも繋がる通信環境の整備などを進めることとしています。加えて、児童生徒の家庭学習等に資するよう、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「子供の学び応援サイト」を開設し、充実を図っています。

### (3) 大学等における対応について

#### ① 学生の修学機会の確保について

大学及び高等専門学校においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、文部科学省では当初より、各大学等における対策の実施の徹底を求めるとともに、遠隔授業を活用すること等の教学面での工夫を促すための措置を講じてきました。

たとえば、令和2年3月24日には、令和2年度の授業開始に当たっての留意事項として、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に留意した上で準備をするよう求めた上で、単位認定及び課程の修了の認定又は学位の授与に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮することを要請しています。併せて、授業期間や授業計画の変更を弾力的に行うことが可能であることや、遠隔授業の活用などによる学修機会の確保を各大学等に対して周知しているところです。

このうち、遠隔授業については、各大学等における取組を後押しするため、令和2年度補正予算において、遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備、遠隔授業を行うための機材整備（カメラ・音声機器、学生への貸与用モバイルルータ等）、遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備のために必要な経費を計上しました。さらに、制度の面からも、遠隔授業の促進を図っています。たとえば、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合の単位の取扱いを明確化したほか、当初は対面で行う授業の実施を予定していた授業科目を遠隔授業等に代える場合の取扱い等について、弾力的な運用を行うことができるよう、特例的な基準を設けました。

そのうえで、実験や実習、実技については、授業科目の内容によっては、遠隔授業により実施することが困難な場合も想定されることから、新型コロナウイルスの感染リスクに十分に配慮しつつ必要な学修を確保するよう、大学等に対して求めています。具体的には、たとえば、臨時休業など大学に通学できない期間においては、実施時期の後ろ倒しや、対面による授業と同等の教育効果を有する代替措置の実施を行うことや、臨時休業期間の終了後においては、受講人数を分散させながら授業を行うことなどが考えられます。

文部科学省としては、引き続き、学生に不利益が生じないように、各大学の取組をしっかりと支援して進めてまいりたいと考えています。

#### ② 経済的に困難な状況にある学生への支援について

また、学生の学修機会をしっかりと確保していくことと同時に、新型コロナウイルス感染

症の影響で困窮している学生に対して、十分な支援を確保することにも取り組んでいるところです。文部科学省では、新型コロナウイルス感染症の影響により修学が困難となっている学生等が活用できる主な支援策として、「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」をとりまとめました。真に支援が必要な低所得世帯を対象とする高等教育の修学支援新制度（令和2年4月開始）と、より幅広い世帯を支援対象としている日本学生支援機構の貸与型奨学金の両制度における、家計が急変した学生等への支援に加え、今般創設した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』（学びの継続給付金）や、緊急特別無利子貸与型奨学金など、家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対する新たな支援策等も含めてとりまとめています\*1。

また、授業料等の納付が困難な学生に対しては、各大学等においてそれらの納付の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただくよう、繰り返し要請しています。学生が経済的理由で学びを断念することはあってはならないことと考えており、たとえば、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは個々の事情を聞き取りながら、修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的な困難な学生等に対する丁寧な配慮を行い、やむを得ない事情のある学生に不利益が生じることのないよう、適切な対応を求めています。さらに、こうした大学等の取組を後押しするため、各大学独自の授業料等減免のうち家計急変を事由とするものについて、令和2年度補正予算に計上し、支援することとしています。

これらの支援施策が一人一人の学生に確実に届くよう、各大学等において、学生に対して迅速かつ十分に情報を提供するよう求めるとともに、学生が適切に制度を利用できるよう、学生からの相談に対して、例えば問合せ窓口を一本化するなど、困難や不安を抱える学生の目線に立って、確実に対応できる体制をとるようにも要請しているところであり、文部科学省としては、困難な状況にある学生の支援に引き続き全力を挙げて取り組みます。

### ③留学生への支援について

国内にいる学生のみならず、海外に渡航している日本人留学生に対しても、日本政府が行う検疫の内容等の必要な情報の発信に努めているほか、経済的な支援を実施しています。たとえば、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、日本学生支援機構の奨学金において、留学生の皆さんから一時帰国等の相談があった場合は、留学計画の一時中断の手続き等をとるなど、奨学金支給について柔軟に対応することとしています。

また、日本学生支援機構の奨学金においては、これまで、派遣学生の身の安全や健康を守る観点から、速やかな帰国を促すため、留学中に感染症危険情報レベル2以上となった場合、奨学金の支給を停止することとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う航空便の減便・運休や各国内の移動制限、検疫の強化等の状況を踏まえてその取扱いを変更し、レベル2以上となった国・地域からの速やかな帰国が困難な場合や、やむなく帰国した学生が帰国後もオンライン等により留学先大学の学修を継続している場合には、支援を継続することとしました。

さらに、水際対策強化の措置により、帰国後14日間の健康観察のためホテル等への滞在を求められるといった状況をふまえ、日本人留学生の帰国時の経済的負担を軽減するため、日本学生支援機構において緊急的に、①「海外留学支援制度」、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を受給している留学生へのJASSO災害支援金の支給、②私費留学等の留学生への第二種奨学金（海外）応急採用を開始することとしました。

我が国で学ぶ外国人留学生についても、学びの継続を支援するさまざまな措置を講じています。たとえば、日本人学生と同様に、特別定額給付金において、住民基本台帳に記録され

\*1 「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧」（文部科学省HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/benefit/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html)

た国内在住の外国人も対象となることや、雇用調整助成金等による支援を活用できることなどを各大学等にお知らせし、留学生等への周知を要請しています。

また、国費外国人留学生については、留学期間終了後、母国へ帰国できない状況である場合は、帰国出来ない学生を対象に引き続き国費生としての支援を継続する等の柔軟な対応をしているところです。

#### **(4) 在外教育施設における対応について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの在外教育施設が臨時休業となり、日本へ一時帰国する児童生徒が増加しました。文部科学省では、このような児童生徒が国内の学校へ転入を希望する場合に円滑な受入れがなされるよう各教育委員会等に周知するとともに、保護者からの相談等に対応するための窓口を文部科学省及び公益財団法人海外子女教育振興財団に設置しました。また、在外教育施設には、「子供の学び応援サイト」の活用などを通じた臨時休業中の適切な学習支援をお願いしています。

また、令和2年度第2次補正予算では、日本人学校の児童生徒の学びの保障のため、児童生徒・教師に対する1人1台端末の整備やICTを活用した教育体制構築に関する実証事業等を支援する経費が措置されました。

文部科学省では、引き続き世界各国の状況を注視しつつ、外務省等と連携しながら、学校再開とその間の児童生徒の学習機会の確保のため必要な支援を行います。

### **3 科学技術関係の対応について**

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬やワクチンの開発に向けて、研究基盤の強化・研究の加速化に取り組んでいます。

検査の時間を大幅に短縮できる迅速検査システムの研究開発を支援するとともに、医薬品等の研究開発を加速するため、アジア地域の感染症研究拠点の基盤や、アカデミアや民間企業のための創薬研究支援基盤、国立大学の研究基盤等を強化しています。

さらに、我が国の科学技術イノベーションの発展を支える先端的な研究施設を新型コロナウイルス対策に積極的に活用し、成果の早期創出を目指しています。具体的には、整備中のスーパーコンピュータ「富岳」の一部を当初予定に先駆けて活用するとともに、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）を構成する大学や国立研究開発法人の協力を得て供出された計算資源の活用を促進しています。ほかにも、大型放射光施設SPring-8や大強度陽子加速器施設J-PARC等では、タンパク質の結晶構造解析の観点から治療薬開発等に寄与することが期待されています。

また、行動経済学・社会心理学・法学・倫理学など人文学・社会科学の知見の活用により、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な社会事象における市民・消費者の反応等进行分析し、緊急時の社会的意思決定における科学的エビデンスの提示などの手法を高度化する課題に適用し、公衆衛生行政等における政策立案や情報発信プロセスへの実装に向けた貢献を目指しています。

今後も、科学技術の総力を結集して、新型コロナウイルスに係る研究開発に取り組めます。

### **4 スポーツ関係の対応について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国からの要請等も踏まえ、様々なスポーツの競技大会やイベント等が中止・延期等の対応をしています。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）については、令和2年3月30日、新たな開催日程として、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、

また、東京パラピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定しました。

スポーツは、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるものであり、豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在であります。人と人をつなぎ、地域と地域をつなぎ、国と国をつなぐものです。このような時だからこそ、スポーツの持つ力や素晴らしさが社会の活力につながるよう、国民の皆様と安心の下に我が国にスポーツを取り戻すことが必要となります。

これまでスポーツ庁において、学校休業期間中、子供たちが家の中でも楽しく行えるスポーツや運動についての情報を集約し、紹介する応援サイト<sup>\*2</sup>を開設するなど、国民の皆様と運動不足の解消、心身の健康維持等に取り組んできたところです。

こうした取組に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により影響を受ける、スポーツに係る団体や個人に対する政府全体としての支援施策パッケージを、相談窓口とともにスポーツ庁ホームページ<sup>\*3</sup>等でご紹介しております。

## 5 文化関係の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、国からの要請等も踏まえ、様々な文化イベント等の中止や延期、規模縮小、また、博物館等の文化施設の閉館又は開館時間の短縮等の対応が行われました。芸術文化活動の再開に向け、各団体が策定する感染拡大予防ガイドラインへの情報提供や助言を行い、令和2年5月14日には博物館及び劇場・音楽堂等におけるガイドラインが公表されました。

文化庁では、日本の文化芸術の灯を守り抜くため、文化芸術活動の自粛等を余儀なくされた方々への支援に取り組んでいます。まず、令和2年度補正予算により、政府全体として、金融公庫等による緊急貸付や保証枠の拡充や雇用調整助成金の特例措置の大幅な拡充、事業継続のための給付金の創設等の支援策を打ち出し、給付金創設に当たっては、フリーランスで活動する者も多い文化芸術の業態の特殊性にも配慮することとしています。その上で文化庁として、文化芸術活動の再開に向けた準備やフリーランスの方々も活動を継続できるよう、活動継続に向けた積極的取組や最先端技術を活用した収益力を強化するための取組を支援するほか、文化施設の感染症防止対策、子供たちの文化芸術体験・鑑賞機会の創出、地域の文化芸術関係団体等によるアートキャラバン、経済産業省と連携したコンテンツ関連事業者に対する海外展開のためのプロモーションの支援等による活動再開に向けた支援を行います。

さらに、イベントの自粛によって主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、入場料等について観客等が払い戻し請求権を放棄した場合には、放棄した金額分を「寄附」とみなし、寄附金控除の対象とすることとしています。こうした各種取組に関して、文化庁ホームページに支援情報窓口を開設し、個別のニーズに応じた情報提供を行っています<sup>\*4</sup>。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって多くの文化活動が中止や延期となっている中、各国政府の文化セクターに対する適切な支援について議論するため、令和2年4月22日に開催された第一回ユネスコ文化大臣会合（テレビ会議）に文部科学大臣が出席し、我が国の支援策を各国に説明し、文化芸術の灯を守り抜くためしっかりと取り組んでいく旨表明しました。

<sup>\*2</sup> 「子供の運動あそび応援サイト」（スポーツ庁HP）：[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop03/list/detail/jsa\\_00012.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/jsa_00012.html)

画像や動画等で、チョコちゃんが出演するオリジナルダンスのYoutube動画や、（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本サッカー協会、（公財）日本レクリエーション協会等の家庭や少人数等のできるスポーツ・運動プログラムを紹介。

<sup>\*3</sup> 新型コロナウイルス経済対策スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧「スポーツを未来につなぐ」（スポーツ庁HP）：[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00008.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html)

※掲載情報は随時更新されます。

<sup>\*4</sup> 文化芸術関係者に対する支援情報窓口（文化庁HP）

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/2020020601.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html)